

# 令和3年7月農業委員会総会議事録

日 時 令和3年7月30日（金曜日）議事開始 午前 8時45分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

## 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子  
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優  
田中 雄策 田上 みゆき  
【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保  
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子  
吉留 律子 土器 三紀夫 吉田 尚美 伊地知トシ子  
高谷 千代子 杉元 義男 増田 賢造 中津 ゆみ子

## 欠席委員

【農業委員】 なし  
【推進委員】 宮田 吉人 永前 茂則

## 事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司  
農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ  
農地調整係主事 池田 哲也 農地調整係主事 佐藤 純大

議 題

報告第 8号 農地等の合意解約について

報告第 9号 農用地利用配分計画について

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 空き家に附属した農地の指定について

議案第22号 農用地利用集積計画について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 非農地証明願いについて

事務局長　それではただいまから令和3年7月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。宮田委員及び永前委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は26人で定足数に達しております。議事に入る前に議事録署名委員に、岩屋委員と田上委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第8号から報告第9号及び議案第20号から議案第24号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第8号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、報告第8号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は10件でございます。2ページをご覧ください。

令和3年7月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号1番から4番につきましては、耕作者変更に伴い、解約するものでございます。

整理番号5番につきましては、所有者が耕作するため、解約するものでございます。

整理番号7番及び8番につきましては、耕作者変更のため、解約するものでございます。

整理番号9番及び10番につきましては、所有者が耕作するため、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第9号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第9号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和3年7月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計22件、59筆、72,317㎡となっております。詳細につきましては、4ページから9ページに記載のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。10ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転6件、貸借1件の合計7件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略ご説明いたします。また、所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。まず、所有権移転からご説明いたしますので11ページをご覧ください。

整理番号1番、田4筆、5,535㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。〇〇の水田に隣接する、ため池1筆を含めた値段となります。12ページをご覧ください。

整理番号2番、田1筆、763㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。  
整理番号3番、田1筆、385㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。  
整理番号4番、畑1筆、861㎡の贈与です。13ページをご覧ください。

整理番号5番、畑2筆、2,638㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、田1筆、219㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。  
所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借について  
ご説明いたしますので14ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、1,051㎡の賃貸借です。

以上、所有権移転6件、貸借1件、合計7件です。皆様のご審議方、  
よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第20号については、担当委員が  
現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」  
の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。  
まず、整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員に  
お願いします。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内  
にあります。基盤整備はされていません。周辺の状況は、南側は山林、西  
側は畜舎、北・東側は畑に接しています。日照・接道・排水は良好です。  
現在は何も作付けされていませんが、きれいに耕運されていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇  
自治会で稲作主体の専業農家です。後継者は、いらっしゃいます。権利  
取得後は、水稻を作付けするとの事です。地域との調和については、周辺  
の方々に迷惑を掛けないように協力していきたいとの事です。また、所有  
農地の管理は、行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様

のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に12ページの整理番号2番の土地を園田委員に、申請人「受人」の確認を吉留委員にお願いいたします。まず、園田委員にお願いいたします。

園田委員 議長。

尾山議長 園田委員。

園田委員 整理番号2番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。奥が袋小路になっている場所にあります。農地の形状は1枚で良好です。周囲の状況は、北・東・南側は宅地、西側は受人の所有する水田となっています。日照・接道は良好です。この農地まで2トン車がやっと通れるぐらいの農道があります。用排水は良好です。農地の状況は、1メートルほどのカヤが繁茂していました。一部、大型農機具で刈り取った形跡がありました。農地に復旧しつつあるのかと思いましたが。奥が袋小路になっているので今後どのような扱いをしていくのかなと思いましたが。すぐ西側には、受人が以前、買った農地があり、水稻が作付けされていました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に吉留委員にお願いいたします。

吉留委員 議長。

尾山議長 吉留委員。

吉留委員 整理番号2番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、自治会には、入っていないとの事です。稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、畦畔の管理や農薬の散布などをお願いしておきましたので問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いしていましたが、本日は欠席のため、事務局にお願いいたします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 整理番号3番につきまして、宮田委員より報告書を預かっていますので

代読いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はしてませんが、農地の形状は良好です。周辺の状況は、北側が宅地、東・西側は水田、南側は農道に接しています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。後継者は、いらっしゃいます。権利取得後は、水稻を作付けするとの事です。地域との調和については、周辺の方々に迷惑を掛けないように協力していきたいとの事です。また、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号4番の土地を園田委員に、申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。まず、園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

尾山議長 園田委員。

園田委員 整理番号4番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。堤防のすぐ下となります。基盤整備はしてませんが、農地の形状は良好です。周辺の状況は、北側は宅地、東・西・南側は畑に接しています。日照・接道・排水は良好です。農地の状況は、高さ30cmぐらいの雑草が繁茂していました。渡人が高齢なため、農機具が使えず、放置されて、こうなったのかなと思います。トラクターを使えば、すぐきれいになる状況でした。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号4番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で繁殖牛主体の専業農家です。後継者は、いらっしゃいます。地域との調和について、所有農地の管理は、行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に13ページの整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を高谷委員にお願いします。

高谷委員 議長。

尾山議長 高谷委員。

高谷委員 整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はしていません。周辺の状況は、南・西側は山林、東・北側は畑に接しています。農地の状況は、現在、遊休農地となっていますが、日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で露地野菜主体の専業農家ですが、他に養豚と養鶏をしています。受人は市の認定法人の代表者です。後継者は、いらっしゃいます。権利取得後は、遊休農地を改善して、露地野菜を作付けするとの事です。地域との調和については、地域で行われる作業には協力していくとの事でした。また、所有農地の管理は、行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はしていません。周辺の状況は、北・東側は〇〇、南側は水田、西側は農道に接しています。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、現在、何も作付けされていませんでした。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。後継者は、いらっしゃいます。権利取得後は、畑として利用していくとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。



尾山議長 次に14ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いしていましたが、本日は欠席のため、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局

事務局 貸借整理番号1番につきまして、宮田委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はしていません。登記では2筆ですが、現在は1枚の水田となっていました。農地の形状は、三角形となっており、やや不良です。周辺の状況は、北側が宅地、その他、三方向は水田に接しています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。権利取得後は、水稻を作付けするとの事でした。地域との調和については、周辺の方々に迷惑を掛けないように農地を管理していくとの事でした。また、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計7件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上で

ございます。

尾山議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第20号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

山下委員　議長。

尾山議長　山下委員。

山下委員　申し訳ありませんが、住所について、お聞きいたします。13ページの所有権移転整理番号5番の渡人についてですが、以前、私の自宅のすぐ隣に住んでいた方ですが、しばらく行方が分からなくなっていたので、ここに住所が記載してありますが、こちらの利用状況調査の住所と違うのでどちらが本当の住所なのか、お聞きします。

局長補佐　議長。

尾山議長　局長補佐。

局長補佐　先ほどの山下委員のご質問にお答えいたします。3条許可申請書に本人の住民票が添付されている事から住所は総会議案に記載された住所で間違いのないと思います。利用状況調査の住所は、こちらの確認不足でございますので訂正したいと思います。以上です。

尾山議長　山下委員、よろしいでしょうか。

山下委員　はい。

尾山議長　他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第21号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第21号についてご説明いたします。15ページをご覧ください。今月の指定申出件数は2件です。申出人の住所・氏名は省略し、内容については概略、ご説明いたします。16ページをご覧ください。

整理番号1番、田6筆、畑3筆、計9筆、5,024㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。

整理番号2番、畑1筆、273㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。皆様のご審議方、よろしくお願いたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第21号については、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。まず、整理番号1番について、赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 それでは、整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。農地の状況については、何も作付けされておらず、遊休化していました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号2番について、前原委員にお願いします。

前原委員 議長。

尾山議長 前原委員。

前原委員 それでは、整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。農地の状況については、何も作付けされておらず、遊休化していました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面

積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を満たしていると考えます。以上でございます。

尾山議長 　ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第21号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

稲田委員 　議長。

尾山議長 　稲田委員。

稲田委員 　整理番号1番について、お聞きします。空き家に附属した農地という事で、面積が5,024㎡ありますが、一般の農家が取得すればよろしいのですが、そうでない方が小菜園として取得するには、面積が広すぎるようですが、お聞きいたします。

局長補佐 　議長。

尾山議長 　局長補佐。

局長補佐 　先ほどの稲田委員のご質問にお答えいたします。面積は5,024㎡ですが、9筆で細かく分かれています。この農地の進入路が宅地と一体化しているため、空き家とセットでないと農地の進入路が無くなってしまいますので空き家に附属した農地として指定の申出があった次第でございます。以上です。

尾山議長 　稲田委員、よろしいでしょうか。

稲田委員 　はい。

尾山議長 　他に質疑はありませんか。

栗下委員 　議長。

尾山議長 　栗下委員。

栗下委員 　事務局にお聞きしますが、今まで空き家に附属した農地の指定の申出が相当な数あったと思いますが、その中で買い手が何件等あったものかお分かりであれば、教えてください。また、自分の家の近くにも空き家がありますが、セイダカアワダチ草が繁茂していて、周辺の方々が迷惑をしています。空き家の雑草について、どのような対策があるのか、お聞き

します。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 先ほどの栗下委員のご質問にお答えいたします。まず、空き家に附属した農地の指定について、平成28年4月1日より別段面積を設定して、空き家に附属した農地の指定申出を始めて、これまで23件、44筆、28,544㎡を指定しました。そのうち、7件、9筆、8,003㎡が農地法第3条で売買され、現時点で17件、35筆、20,541㎡となっています。

あと、空き家の雑草についてですが、宅地の苦情となりますので市民環境課生活環境係に苦情相談の窓口がございますのでこちらに相談していただきければと思います。

また、空き家関係になりますと財産管理課の建築係が空き家に関しては、取扱いをしていると聞いているところでございます。以上です。

栗下委員 分かりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第22号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第22号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。17ページをご覧ください。

今月の計画件数は所有権移転3件、利用権設定12件、合計15件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は7件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。はじめに所有権移転関係につきまして、ご説明いたします。18ページをご覧ください。

整理番号1番、18ページから19ページをご覧ください。畑5筆、16,331㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、畑2筆、計2筆、2,322㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。20ページをご覧ください。

整理番号3番、田2筆、2,966㎡の贈与です。以上、所有権移転3件です。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸借については賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。21ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、1,871㎡の賃貸借です。

整理番号2番、21ページから23ページをご覧ください。田7筆、4,456㎡の賃貸借です。

整理番号3番、23ページから27ページをご覧ください。田13筆、15,097.52㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田3筆、1,487㎡の賃貸借です。28ページをご覧ください。

整理番号5番、畑1筆、1,813㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田2筆、1,241㎡の賃貸借です。29ページをご覧ください。

整理番号7番から同12番までは農地中間管理事業ですので、その旨の

説明は省略させていただきます。なお、借受人の経営面積欄の記載は農地中間管理機構が借り受けて利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまいますのでご了承ください。

整理番号7番、畑3筆、6, 943㎡の賃貸借です。30ページをご覧ください。

整理番号8番、畑1筆、2, 943㎡の賃貸借です。

整理番号9番、畑1筆、513㎡の賃貸借です。

整理番号10番、30ページから31ページをご覧ください。田3筆、畑1筆、計4筆、3, 832㎡の使用貸借です。32ページをご覧ください。

整理番号11番、田3筆、2, 022㎡の賃貸借です。33ページをご覧ください。

整理番号12番、33ページから34ページをご覧ください。田7筆、3, 106㎡の賃貸借です。〇〇地区畑かん事業で換地登記後の農地を貸借する案件でございます。登記は完了していないため、備考欄に仮地番を記載しています。賃借料については、換地登記後の面積に対するものがございます。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方、よろしくお願いたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第22号の審議に入ります。21ページの利用権設定整理番号1番の譲受人は〇〇委員の奥様です。よって、農業委員会等にする法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長 　それでは、ただ今から利用権設定整理番号1番の審議に入ります。各委

員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権設定整理番号1番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長 それでは、利用権設定整理番号1番を除く、議案第22号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 18ページの所有権移転整理番号1番について、お聞きします。現況が畑でここはおそらく茶園だと思いますが、譲受人は権利取得後、何を作付けされる予定かお聞きします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 茶園のお茶は、掘起して取り除いた後、苗木を植えるとの事でございます。

尾山議長 苗木を植えるとの事でございます。杉元委員、よろしいでしょうか。

杉元委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)



尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第22号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩いたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで会長代理が事務局にお聞きしたい事があるという事ですのでよろしくお願いいたします。

会長代理 ここで時間を頂きまして、お聞きしたいと思います。農地中間管理事業についてですが、宮崎県農業振興公社が主体でされていますが、売買や賃貸などがあり、私の担当地区でも農地中間管理事業で何とかしてあげたい案件があります。農地中間管理事業が始まった頃は、出し手と受け手の調整を公社で行っていただけると遊休農地などをまとめていけば、集積できると考えていましたが、実際は出し手が受け手を見つけないと公社は農地を預からないようです。そういったところを事務局で公社に提言していただきたいと思いますのでお願いします。

局長補佐 ただいま会長代理からご要望がございましたが、宮崎県農業振興公社が行う農地中間管理事業及び売買事業については、出し手と受け手が決まっていなければ、事業ができない状況でございます。農業委員会が毎年実施している農地利用意向調査で所有者の方から農地中間管理事業を利用したいとの意向があり、協議や情報提供を行っても規程に合わないので借受けできないと通知が来るだけでございます。公社の基本的な考え方は、出し手と受け手が決まっていなければ、農地を預からないようでこれは現在も変わっていないところです。公社には、このような意見があったとお伝えしたいと思いません。以上です。

尾山議長 皆さんもご経験があると思いますが、農地中間管理事業は借り手を見つけないと受けてくれません。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 農業を取り巻く環境は、年々悪化していると思います。そのような状況

の中で所有者が農地は要らないと言った時に我々委員は、委員の使命が  
ございますので仕事としていく訳ですが、一般の方は至難だと思います。  
大型機械を持っている担い手などは場所の良い圃場を借りていきますが、  
しかしながら、若干、場所が悪い圃場だと作業の効率上、借りないとい  
う事がございます。本来の農業、日本の農業の楽しさ、将来を国が示さ  
ないと、国が中心となってやっていかないと簡単に解決できる問題では  
ないと、国全体でこの事を考えていかないといけないと私も常々思っ  
ております。以上です。

尾山議長 おっしゃる通りでございます。地域での担い手不足などもあると思  
います。

それでは議案審議に戻りたいと思います。次に、議案第23号「農地法  
第5条の規定による許可申請について」、議案第24号「非農地証明願  
いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
ご説明いたします。35ページをご覧ください。今月の許可申請件数は  
6件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させて  
いただきます。36ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、739㎡を一般個人住宅用地  
として、申請するものです。権利関係は売買です。立地基準が第1種農地  
のため、原則不許可となりますが、農地法施行令第4条第1項第2号イ  
及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定されます第1種農地の  
不許可の例外、集落接続に該当すると判断しております。また、今回の  
転用面積について、一般個人住宅敷地の面積基準は500㎡以内となっ  
ていますが、進入路部分を含めた面積となります。仮に残地を残した場合、  
袋地となる事から農地として利用する事が困難となるため、分筆せず、  
1筆全体での申請となった訳でございます。工事期間は令和3年9月10

日から令和4年3月10日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円を全額融資にて対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、西側市道側溝に排水いたします。雨水による排水につきましても同様に処理します。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、499㎡を一般個人住宅用地として、申請するものです。権利関係は贈与です。工事期間は令和3年9月10日から12月31日まででございます。事業費につきましては、建設費〇〇円を全額融資により対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、南側市道側溝に排水いたします。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、499㎡を一般個人住宅用地として、申請するものです。権利関係は贈与です。立地基準が第1種農地のため、原則不許可となりますが、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定されます第1種農地の不許可の例外、集落接続に該当すると判断しております。事業費につきましては、造成費〇〇円、建築費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を全額融資にて対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、東側排水路に排水いたします。雨水による排水につきましても同様に処理します。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑3筆、2,371㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年10月1日から12月31日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水につきましては、地下浸透及び西側排水路に自然流下で排水いたします。

整理番号5番、6番につきましては、同一事業者であり、申請地が隣接しているため、併せてご説明いたします。37ページから38ページをご覧ください。整理番号5番、ここで訂正をお願いします。38ページの

ところに整理番号5番の合計筆数と面積が記入されていませんでした。田3筆、1, 109㎡と記入をお願いいたします。それでは、説明に戻ります。場所が大字〇〇、田3筆、1, 109㎡、整理番号6番、場所が大字〇〇、田1筆、484㎡、合計田4筆、1, 593㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年9月1日から10月30日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水につきましては、地下浸透で処理いたします。

続きまして、議案第24号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。39ページをご覧ください。今月の証明願い件数は4件です。申請人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。40ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑4筆、3, 516㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、254㎡です。申請理由は山林です。41ページをご覧ください。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田2筆、4, 021㎡です。申請理由は山林です。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑1筆、3, 649㎡です。申請理由は山林です。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第23号から第24号については、7月29日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

下原第1小委員長 議長。

尾山議長 第1小委員長。

下原第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受け

まして、7月29日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第5条6件、非農地証明願い4件、計10件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第23号、農地法第5条、整理番号1番について、ご説明いたします。譲受人は今回、一般個人住宅を建築したく、適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から南東に約540mのところに位置します。申請地の状況は、北・南側は農地、東側が宅地、西側が宅地・道路に接しています。北・南側に農地がありますが、北側の農地は遊休農地で耕作されておらず、また、南側の農地は日照等影響はなく被害防除対策をしている事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番について、ご説明いたします。譲受人は今回、申請地に一般個人住宅を建築したく、所有者である〇〇に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から北に約250mのところに位置します。申請地の状況は、北側は宅地、東側は農地と転用許可済みの土地、西側は市道、南側は農地に接しています。農地と接していますが、譲渡人である〇〇の農地であるので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号3番について、ご説明いたします。譲受人は今回、申請地に一般個人住宅を建築したく、所有者である〇〇に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から南西に約230mのところに位置します。申請地の状況は、北・南・西側は農地、東側は宅地・市道に接しています。三方向で農地と接していますが、日照等に影響の無いようにし、被害防除対策をすることなので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号4番について、ご説明いたします。譲受人は県外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電施設を建設したく適地を探してましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から南に約300mのところに位置します。申請地の状況は、北・南側は農地、東側は農地・宅地、西側は宅地・山林に接しています。農地に三方向で接していますが、日照等に影響の無いように設置し、被害防除対策も取る事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号5番及び6番については、同一事業のため、併せてご説明いたします。譲受人は市外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電施設を建設したく適地を探してましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から東に約530mのところに位置します。申請地の状況は、周囲は全て農地に接しています。全て農地に接していますが、日照等に影響が無いように設置し、被害防除対策も取る事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第24号非農地証明願いについて、ご説明いたします。

まず、整理番号1番について、ご説明いたします。申請地は〇〇地区でございます。現況は山林となります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要であるが、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地でその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号2番及び3番については、接道が無かったので事務局が用意した航空写真及び現況写真で判断しました。現況は山林となります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件

整備が必要であるが、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地でその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

最後に整理番号4番について、ご説明いたします。申請地は〇〇地区でございます。現況は山林となります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要であるが、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地でその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条申請6件、非農地証明願い4件、計10件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いいたしまして、第1小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きます。事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第23号から第24号の計10件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 事務局に要望です。転用が出てきた場合、特に太陽光の場合、特に山間地の場合、事前に事務局で確認をされると思いますが、この時点で幅広く周囲を確認していただきたいと思います。この間、事務局に見てもらいましたが、そういう事例が発生していますのでよろしく願いいたします。これは要望です。以上です。

尾山議長 増田委員から要望がありました。ありがとうございます。他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第23号から第24号に対する第1小委員長は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第23号から第24号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第23号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第24号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時16分